



《特定外来生物》

オオキンケイギクを刈り取りましょう

オオキンケイギクは、5月から7月にかけて、鮮やかな黄色の花をつける多年草です。道路沿いや河川敷などでよく見かけます。しかし、きれいな花だからといって、自宅の庭や花壇に植えては絶対にいけません。

非常に強い生命力を持ち、一度定着すると、周りの在来種を駆逐し、景観にとどまらず生態系をも変えてしまう性質を持っている危険な植物です。

一人一人が生態を理解し、正しい方法で除去しましょう。

多年草のため、刈り取るだけでは除去できません！ ●オオキンケイギクの処理方法●

■家の庭に生えているなど 少量を処理する場合

- ①根から引き抜く
※引き抜くことができない場合は、種がつく前に刈り取る
- ②その場で広げないように2～3日天日にさらすなどして枯らす
- ③ビニール袋などに密閉して燃えるごみとして処分する

■自治会などの活動で 大量に処理する場合

大量に処理する場合は、環境省米子自然環境事務所（電話 0859-34-9331）に問合せください。

生きたままの種子などを移動させることは外来生物法で禁止されていますので、処理方法について指導を受けてください。

【問合せ】日野総合事務所福祉保健局（電話 72-2037）

第40回

日野町さつきまつり

期間 6月6日（水）～8日（金）

時間 6日（水）午前10時～午後6時

7日（木）午前8時30分～午後6時

8日（金）午前8時30分～午後3時

場所 山村開発センター（根雨）

町内のさつき・盆栽愛好者の作品展です。

期間中はさつき講習会もあります。来場者には抽選で、さつきや山野草のプレゼントがあります。また、過去にプレゼントされたさつき小鉢を持参すれば、さつきの植え替えが無料で行われます。

【問合せ】役場企画政策課（電話72・03332）

消費生活相談窓口のお知らせ

～ 消費生活相談員が、問題解決に向け助言などを行います ～

平成 24 年 4 月から毎週水曜日、消費生活相談員が日野郡 3 町を回り、相談を受け付けています。相談窓口の開設場所は、広報ひの内くらしのカレンダーでお知らせしていますので、確認ください。

皆さんの身近な相談窓口として、ぜひ利用ください。

《消費生活相談員 紹介》



日野町担当 (4～7月)

ふくだ とよこ
福田 登代子さん

NPO法人
コンシューマーズサポート鳥取

【相談】

▶専門の消費生活相談員が、郡内の皆さんの相談を電話および面談で受け付けます。

[受付時間：午前9時～午後4時]

※消費生活相談は、常時、役場職員が相談を受け付けていますので、水曜日以外でも相談ください。

【各町の問合せ先】

▶日野町役場＝電話 72-0336

▶江府町役場＝電話 75-3223

▶日南町役場＝電話 82-1115

【消費生活に関する困りごとの相談例】

こんなことはありませんか？

▶訪問販売で強引に商品の契約をしたが、クーリングオフしたい

▶投資をすれば2倍になるという電話があるが、怪しい

▶多重債務で返済が苦しい

など

高齢者が狙われています！・・・投資トラブル



教えて、相談員さん！

突然、知らないA社から「B社から、社債のパフレットが届いていないか。B社は将来有望な会社であり、限られた人しかパフレットが届かないので、代わりに購入してほしい。2倍の価格で買い取る」と電話がありました。その後、C社からも「A社が2倍なら、自社は3倍で買い取る」と電話がありました。

2社から何度も電話がありますが、本当に高額で買い取ってくれるのでしょうか。



お答えします！

高利回りをうたう社債、未公開株、ファンドの出資など、投資トラブルに関する相談が増えています。複数の業者がかかわり、巧みに購買意欲をあおる「劇場型」の勧誘手口です。買取業者との約束が必ず守られるという保障はありません。同じような手口で、仏像の購入を勧める事案もあります。

そもそも、自宅にパフレットが届くことを、なぜ、ほかの業者が知っているのかを疑いましょう。無登録業者による販売や勧誘は禁止されています。一旦、お金を振り込んでしまうと取り戻すことはかなり困難です。

不審な場合は、はっきり断りましょう。あわてて振り込まず、少しでもおかしいと思ったら、まず、消費生活相談窓口まで相談ください。